



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

548	随意契約の相手方の決定	(広報課)	1
549	包括外部監査契約の締結	(財政課)	2
550	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)	3
551	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	3
552	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課)	4
553	生活保護法による介護機関の指定	( )	4
554	指定障害児通所支援事業者の変更	(障害福祉課)	4
555	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の販売等の廃止の届出	(薬務課)	5
556	平成26年度登録販売者試験の実施	( )	5
557	引の池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)	6
558	山田ダム土地改良区の役員の就退任	( )	6
559	七郷井土地改良区の役員の就任	( )	7
560	七郷井土地改良区の定款変更の認可	( )	7
561	農地中間管理機構の指定	(経営支援課)	7
562	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課)	7
563	保安林の指定	( )	7
564	都市計画の変更	(都市政策課)	8
565	道路の位置の指定	( )	8
566	〃	( )	8
567	平成22年和歌山県告示第617号(港湾法による和歌山都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定)の一部改正	(港湾空港課)	9
568	公有水面埋立ての免許の出願	( )	9
569	公有水面埋立ての承認の出願	( )	11

## 告 示

### 和歌山県告示第548号

平成26年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成26年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社和歌山放送

和歌山市湊本町3丁目3番地

5 随意契約に係る契約金額

27,550,136円（うち消費税及び地方消費税の額2,040,750円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第549号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成26年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	3,804,000円
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、5,196,000円をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に関係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 関係人出頭費用</p>

包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。

3 包括外部監査人の氏名及び住所

大川幸一  
兵庫県川西市南花屋敷四丁目15番26号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

和歌山県告示第550号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年6月10日まで縦覧に供する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年4月10日

2 名称

コミュニティーマネーわかやま

3 代表者の氏名

田中敬彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市狐島609番地の9

5 定款に記載された目的

この法人は、地域コミュニティーを活性化する事業を行い、人と人が支え合い、自然と共生する社会を人びと自らが作り上げることを支援して、環境・介護・まちづくり・交流・教育・災害支援など公益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第551号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成26年4月17日指定した。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	実話時報 4月号	05167-4	ジップス・ファクトリー
月 刊 誌	裏モノJAPAN 5月号	01805-05	鉄人社
月 刊 誌	黄金のGT 5月号	12259-05	晋遊舎
月 刊 誌	Dash 4月号	02059-04	晋遊舎
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 5月号	05375-05	コアマガジン

月刊誌	EX MAX 5月号	02091-5	ぶんか社
雑誌	週刊実話ザ・タブー	20327-5/3	日本ジャーナル出版
雑誌	実話BUNKA超タブー Vol.3	05376-05	コアマガジン
コミック	ayaアヤ 5月号	18815-05	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 5月号	19625-05	宙出版
コミック	Sweetロマンス 5月号	15487-05	笠倉出版社

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ライフサポートゆにおん	田辺市下万呂588-1	ケアサポート・ゆにおん	田辺市下万呂588-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.3.31

## 和歌山県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人研医会田辺中央病院	田辺市南新町147番地	田辺中央病院	田辺市南新町147番地	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成26.3.28
上田正直	田辺市宝来町16-9-602	うえだ内科外科クリニック	田辺市新万28-27	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成26.4.1
株式会社明和	西牟婁郡白浜町1729番地2	ヘルパーステーションソルマーレ	田辺市下万呂588-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.4.1

## 和歌山県告示第554号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3051300055	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	放課後等デイサービス	主たる事務所の所在地	橋本市高野口町大野941-5	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	平成26.4.1

## 和歌山県告示第555号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第14条第10項の規定による知事監視製品の販売等の廃止の届出があったので、同条第11項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

氏名	販売等場所の所在地	販売等場所の名称	廃止年月日
植野英二	和歌山市吉田677 ルーセント吉田505	エクスプレス	平成26.4.9

## 和歌山県告示第556号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成26年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 試験期日及び時間

平成26年8月31日（日）

午前10時から午後3時まで

## 2 試験場所

和歌山県和歌山市栄谷930番地

和歌山大学

## 3 受験申込みの手続

## (1) 受験申込書の配布

## ア 期間

平成26年6月2日（月）から同月27日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

## イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

## (2) 提出期間

平成26年6月16日（月）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成26年6月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

## (4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

## 4 合格発表

平成26年10月3日（金）午前10時に合格者の受験番号を薬務課及び県立保健所に掲示し、並びに県のホームページに掲載する。

---

**和歌山県告示第557号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（平成26年3月31日退任）

職名	氏名	住 所
理事	吉田稔	橋本市高野口町伏原482番地
理事	山本昌孝	橋本市高野口町小田212番地
理事	氏岡博	橋本市高野口町名古曾463番地の7

## 2 就任した役員（平成26年4月1日就任）

職名	氏名	住 所
理事	木村博充	橋本市高野口町伏原485番地
理事	岩倉啓哲	橋本市高野口町小田407番地
理事	久保隆史	橋本市高野口町名古曾466番地の3

---

**和歌山県告示第558号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により山田ダム土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員

職名	氏名	住 所
		（平成26年3月11日退任）
理事	田伏享	紀の川市貴志川町長山145番地
		（平成24年4月1日退任）
理事	中面道男	紀の川市貴志川町尼寺13番地
		（平成23年12月4日退任）
理事	田村善雄	紀の川市貴志川町丸栖10番地
		（平成25年4月1日退任）
理事	津田繁介	紀の川市桃山町最上391番地1

## 2 就任した役員（平成26年4月1日就任）

職名	氏名	住 所
理事	秦野和雄	紀の川市貴志川町長山965番地
理事	吉田哲男	紀の川市貴志川町尼寺801番地
理事	武部俊雄	紀の川市貴志川町丸栖149番地
理事	長田吉生	紀の川市桃山町最上320番地

**和歌山県告示第559号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成26年3月10日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 津守富久 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町252番地

**和歌山県告示第560号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、七郷井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第561号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、農地中間管理機構を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 公益財団法人和歌山県農業公社
- 2 住所 和歌山市茶屋ノ丁2番1
- 3 事務所の所在地 和歌山市茶屋ノ丁2番1
- 4 農地中間管理事業の開始の日 平成26年7月1日

**和歌山県告示第562号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字大又字榎谷236の38から236の41まで、236の69から236の75まで及び字小森103の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**和歌山県告示第563号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字向宇路住117の1（次の図に示す部分に限る。）、119の1及び119の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向宇路住117の1・119の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）及び119の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第564号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
和歌山市湊字青岸坪1337-2
- 3 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**和歌山県告示第565号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
1860	橋本市隅田町河瀬字口長平 951番4、950番2、949番2、 948番の一部及び里道	橋本市山田549 田中榮藏	平成 26. 4. 15	4. 70	23. 40
				4. 70	8. 70
				6. 85	

**和歌山県告示第566号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル



3241	岩出市東坂本字熊代66番4の一部	和歌山市太田二丁目13番2号	平成26.4.17	6.00	14.01
		ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂		6.00	40.74

**和歌山県告示第567号**

平成22年和歌山県告示第617号（港湾法による和歌山都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月25日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

告示中「約85.1ヘクタール」を「約85.2ヘクタール」に改める。

**和歌山県告示第568号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、和歌山下津港湾事務所及び海南市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成26年4月25日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 2 埋立区域

## (1) 位置

和歌山県海南市冷水字東焼尾22番地1から同市冷水字白紙21番地1を経て同市藤白字西ノ谷246番地3に至る間の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から18の地点までを順次に直線で結んだ線、18の地点と19の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L. +1.82m）における公有水面と陸地との境界線、19の地点から28の地点まで及び1の地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2）

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から177度00分33秒 2,431.98mの地点

2の地点 1の地点から64度38分49秒 165.67mの地点

3の地点 2の地点から09度51分25秒 12.24mの地点

4の地点 3の地点から12度24分18秒 2.00mの地点

5の地点	4の地点から17度30分06秒	2.00mの地点
6の地点	5の地点から22度35分45秒	2.00mの地点
7の地点	6の地点から27度41分25秒	2.00mの地点
8の地点	7の地点から32度47分05秒	2.00mの地点
9の地点	8の地点から37度52分45秒	2.00mの地点
10の地点	9の地点から42度58分24秒	2.00mの地点
11の地点	10の地点から48度04分04秒	1.92mの地点
12の地点	11の地点から53度09分44秒	2.08mの地点
13の地点	12の地点から58度17分01秒	2.01mの地点
14の地点	13の地点から63度19分26秒	1.99mの地点
15の地点	14の地点から68度27分12秒	2.01mの地点
16の地点	15の地点から71度01分30秒	21.54mの地点
17の地点	16の地点から48度29分44秒	111.11mの地点
18の地点	17の地点から138度29分44秒	6.74mの地点
19の地点	基点から175度34分40秒	2,422.10mの地点
20の地点	19の地点から240度29分54秒	3.23mの地点
21の地点	20の地点から242度09分36秒	1.36mの地点
22の地点	21の地点から244度51分56秒	4.59mの地点
23の地点	22の地点から245度06分58秒	10.83mの地点
24の地点	23の地点から245度02分47秒	9.03mの地点
25の地点	24の地点から246度23分52秒	10.97mの地点
26の地点	25の地点から246度30分45秒	8.75mの地点
27の地点	26の地点から248度03分39秒	11.27mの地点
28の地点	27の地点から334度38分49秒	0.97mの地点

## (3) 面積

4,135.98㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

和歌山県海南市冷水字西焼尾146番地6から同市冷水字白紙21番地1を経て同市藤白字西ノ谷246番地1に至る間の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とヨの地点とを結んだ線により囲まれた区域  
基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

イの地点	基点から178度14分53秒	2,417.17mの地点
ロの地点	イの地点から66度11分30秒	197.56mの地点
ハの地点	ロの地点から48度29分44秒	146.28mの地点
ニの地点	ハの地点から31度20分21秒	30.56mの地点
ホの地点	ニの地点から138度29分44秒	45.34mの地点
ヘの地点	ホの地点から198度42分27秒	58.72mの地点
トの地点	ヘの地点から247度51分46秒	21.00mの地点
チの地点	トの地点から243度01分33秒	4.45mの地点
リの地点	チの地点から239度45分40秒	27.74mの地点

ヌの地点	リの地点から266度18分27秒	26.61mの地点
ルの地点	ヌの地点から247度22分59秒	30.00mの地点
オの地点	ルの地点から188度16分16秒	34.33mの地点
ワの地点	オの地点から244度08分41秒	95.16mの地点
カの地点	ワの地点から239度58分11秒	72.91mの地点
ヨの地点	カの地点から273度07分16秒	46.34mの地点

## (3) 面積

18,593.40㎡

## 4 埋立地の用途

ふ頭用地

## 5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

平成26年3月7日

## 和歌山県告示第569号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、和歌山下津港湾事務所及び海南市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成26年4月25日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 埋立承認出願人

(1) 所在地 和歌山県和歌山市西汀丁16番

(2) 名称 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

(3) 所在地 和歌山県和歌山市西汀丁16番

(4) 代表者氏名 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 志々田武幸

## 2 埋立区域

## (1) 位置

和歌山県海南市冷水字西焼尾147番地1、146番地6、145番地1及び145番地5並びに同市冷水字東焼尾2番地1及び1087番地の5の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線、13の地点と1の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L. +1.82m）における公有水面と既設工作物との境界線及び公有水面と陸地との境界線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2）

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から177度41分59秒 2,451.82mの地点

2の地点 1の地点から73度21分21秒 7.30mの地点

3の地点 2の地点から72度36分27秒 3.80mの地点

4の地点 3の地点から71度10分47秒 15.72mの地点

5の地点 4の地点から69度33分41秒 6.33mの地点

- 6の地点 5の地点から68度57分24秒 1.90mの地点  
7の地点 6の地点から154度38分44秒 0.97mの地点  
8の地点 7の地点から67度59分44秒 11.27mの地点  
9の地点 8の地点から66度38分42秒 8.75mの地点  
10の地点 9の地点から66度10分30秒 10.97mの地点  
11の地点 10の地点から65度16分5秒 9.03mの地点  
12の地点 11の地点から64度48分43秒 10.83mの地点  
13の地点 12の地点から64度48分2秒 4.59mの地点

## (3) 面積

310.91m<sup>2</sup>

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

和歌山県海南市冷水字西焼尾147番地2、147番地1、146番地6、145番地1及び145番地5並びに同市冷水字東焼尾22番地1及び1087番地5並びに冷水字白紙1088番地6、21番地1及び1番地5の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からソの地点までを順次結んだ線、ソの地点とイの地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位(D.L.+1.82m)における公有水面と既設工作物との境界線及び公有水面と陸地との境界線で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

- イの地点 基点から178度29分50秒 2,439.64mの地点  
ロの地点 イの地点から76度44分05秒 1.35mの地点  
ハの地点 ロの地点から95度15分05秒 17.85mの地点  
ニの地点 ハの地点から94度59分07秒 11.24mの地点  
ホの地点 ニの地点から73度27分00秒 8.68mの地点  
ヘの地点 ホの地点から72度36分27秒 3.71mの地点  
トの地点 ヘの地点から71度10分47秒 15.34mの地点  
チの地点 トの地点から69度33分40秒 6.18mの地点  
リの地点 チの地点から68度11分44秒 12.93mの地点  
ヌの地点 リの地点から66度22分37秒 19.64mの地点  
ルの地点 ヌの地点から65度00分25秒 19.69mの地点  
オの地点 ルの地点から64度32分35秒 10.20mの地点  
ワの地点 オの地点から64度30分46秒 9.51mの地点  
カの地点 ワの地点から64度30分46秒 20.00mの地点  
ヨの地点 カの地点から64度30分46秒 20.00mの地点  
タの地点 ヨの地点から64度31分07秒 20.00mの地点  
レの地点 タの地点から64度30分26秒 20.00mの地点  
ソの地点 レの地点から64度30分46秒 15.99mの地点

## (3) 面積

2,307.36m<sup>2</sup>

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 5 公有水面埋立承認願書の出願年月日

平成26年3月7日